

| 質問の件名及び質問の要旨(質問時間) | 答弁を求める者 |
|--|------------------------|
| <p>1 ふるさと水辺整備事業について (30分)</p> <p>現在、市では第5次鶴ヶ島市総合計画のリーディングプロジェクト「水土里(みどり)の交流圏の構築」の一環として、市民が身近なところで自然や農業に親しめる環境づくりが進められております。</p> <p>その中で、高倉地区においては、行政と地元、高倉ふるさとづくりの会や環境団体などが協働で農地や「農村の風景」を活かし、市民が身近なところで自然や農業に親しめる環境づくりが進められております。</p> <p>また、平成23年度からは飯盛川の一部を蛇行させ、ゆるやかな斜面で親水性を持つ生きもの豊かな「せせらぎの水辺」へと再生させる事業に取り組んできたと同っておりますが、この「ふるさと水辺整備事業」について伺います。</p> <p>(1) 整備事業の効果はどうかっておりますか。 (2) 集客数はどの程度を見込んでおりますか。 (3) 治水機能に問題はありますか。 (4) 維持・管理はどうかっておりますか。</p> | <p>市長 教育委員会委員長</p> |
| <p>2 教育委員会制度改正をうけて (15分)</p> <p>本年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が参院本会議で可決、成立しました。これは自治体首長の権限強化と、教育行政の責任明確化が主な柱で、自治体ごとに教育方針の大綱などを定める「総合教育会議」の設置を盛り込んでおります。</p> <p>具体的には(1)教育長と教育委員長を統合した新「教育長」を置き、首長が議会の同意を得て直接任命・罷免する(2)首長と教育委員会で構成する総合教育会議を自治体に新設し、教育行政の指針となる大綱を策定する(3)いじめ自殺の防止など緊急の必要があれば、文部科学相が教育委員会に是正を指示できる、という内容となっております。</p> <p>こういった国による教育委員会の制度改正を受けて今後の市の対応について伺います。</p> | <p>市長 教育委員会委員長</p> |

| 質問の件名及び質問の要旨(質問時間) | 答弁を求める者 |
|--|---------|
| <p>(1) 教育総合会議について、本市では未来を担う人材の育成のためにどういったビジョンをお持ちですか。</p> <p>(2) 本市における制度の移行時期はどうなっておりますか。</p> <p>3 緊急時における職員参集体制等について (15分)</p> <p>近年、日本国内において記録的猛暑や大雪、ゲリラ豪雨など異常気象による突発的な自然災害が頻発しております。</p> <p>本年2月には鶴ヶ島市においても大雪が記録されるなど、突発的な自然災害対策の重要性が年々増加していると思われま</p> <p>緊急時において市の機能を持続するためには、職員の参集体制の構築や対応マニュアルの徹底など、その方法は多岐にわたっていると思われま</p> <p>(1) 現在、副市長は空席になっておりますが、緊急時における副市長の必要性をどのように認識しておりますか。</p> <p>(2) 職員の鶴ヶ島市在住率はどうなっておりますか。同時に部長級についても伺います。</p> <p>(3) 災害時における職員の参集体制はどうなっておりますか。</p> | 市長 |